

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生ま育てることに対する意識等の変化をもたらしています。本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生ま育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市においては、平成19年3月に策定した「宮若市次世代育成支援行動計画」の基本理念である『すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち』を踏まえ、子どもが笑顔で育ち、子育てがしやすい環境整備を進めてまいりました。平成25年度には、18歳未満のお子さんのいる世帯で、保育園入所中のお子さんについて、保育料の減免（第2子半額、第3子以降無料）を行っています。

平成27年3月に「宮若市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～31年度）を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かり事業や地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど様々な子育て支援事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかし、この数年においては、保育園の入所希望児童の増加に伴い、待機児童の解消や保育士確保が喫緊の課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保に努めているところであります。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育ての暮らしやあり方が多様化していく中で、子育てに対する孤立感や不安感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生ま育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援法に基づく「第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、子育て環境の充実を目指していきます。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、本計画は、「第2次宮若市総合計画」（2018年度～2027年度）を上位計画とし、「第3次宮若市障がい者計画・障がい福祉計画（宮若市障がい児福祉計画（第1期）」その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計 画 期 間									
				見直し 期間	次 期 計 画 期 間				
					随 時 見 直 し				

4. 計画の策定体制

(1) 第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画の検証

第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画では、地域全体で子育てを見守り、支援する体制づくりを推進してきました。本計画の策定にあたっては、第1期宮若市子ども・子育て支援事業計画における平成26年度から平成30年度までの事業実績を検証して、策定しています。

幼児期の教育・保育や地域子育て支援事業に係る需要量の見込みと提供体制の確保等について、宮若市子ども・子育て会議において進捗状況を報告し、意見の反映を行いました。

(2) 宮若市子ども・子育て会議の設置

子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「宮若市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

(3) パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、計画等の立案過程における市民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るものです。本市では、市民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりとするため、計画の案を市の公式ホームページや主要施設において1ヶ月間公表し、これに対する意見を募集します。